

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】加入者データが示唆する企業型 DC 制度運営のヒント	P1
【コラム】今さら聞けない！確定拠出年金における期間の定義	P7

加入者データが示唆する企業型 DC 制度運営のヒント ～マッチング拠出の活用と指定運用方法の設定～

1. はじめに

企業型確定拠出年金（以下、「企業型 DC」という。）では、2012 年 1 月にマッチング拠出が可能になり、加入者の老後資産形成をサポートする目的でマッチング拠出を実施する企業は年々増加しています。また、2018 年 5 月に運用指図（運用商品の選択）をしない加入者への対応として、指定運用方法（あらかじめ指定された運用商品）で自動的に運用できる仕組みができました。これらの仕組みは労使合意の上、規約に定めることにより実施することが可能です。

いずれの仕組みも施行から一定期間経過し、マッチング拠出の利用有無や指定運用方法の設定商品の違いによる加入者の運用の違いについてデータの蓄積が進んだことから、本稿では関連するデータをもとに企業型 DC 制度運営のヒントを考えます。

2. マッチング拠出を利用している加入者の資産配分(投資信託比率)について

(1) マッチング拠出とは

まずはマッチング拠出の概要について確認します。マッチング拠出は、企業型 DC において、事業主が拠出する掛金（事業主掛金）に加え、加入者が自ら掛金を上乗せできる仕組みです（図表 1）。

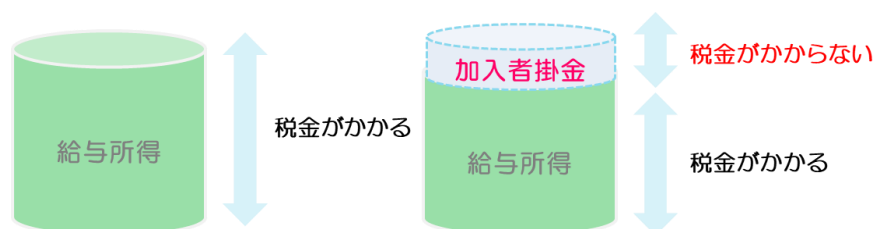
＜図表 1＞マッチング拠出のイメージ



マッチング拠出の掛金（加入者掛金）は、全額が所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となりますので、所得税・住民税の軽減効果があり（図表 2）、さらに運用益は非課税なので効率的に老後資産形成が可能です。なお、マッチング拠出の税軽減効果は iDeCo と同一ですが、加入者はマッチング拠出と iDeCo での積み立ては併用できず、加入者単位でいずれかの選択となります。

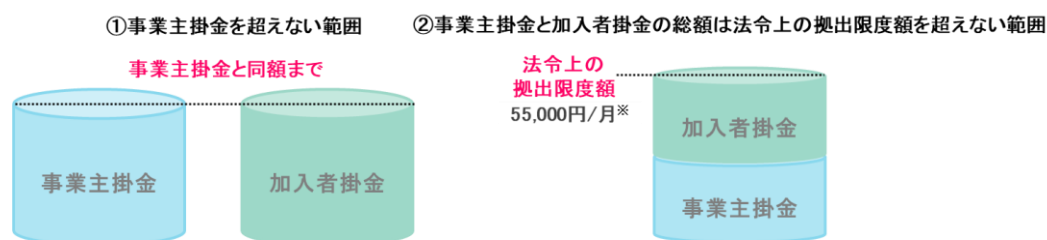
税軽減効果の目安として、例えば年収 500 万円の加入者がマッチング拠出で毎月 1 万円、年間 12 万円拠出を行った場合、年間およそ 2.4 万円の税軽減効果があります（所得税と住民税を合わせた税率は 20% と仮定）。

＜図表 2＞マッチング拠出の税軽減のイメージ



マッチング拠出の限度額は、＜図表 3＞の①②いずれか低い額までとなっており、また、マッチング拠出の実施有無、加入者掛金の開始や金額の変更については規約の定めによります。

＜図表 3＞マッチング拠出の限度額

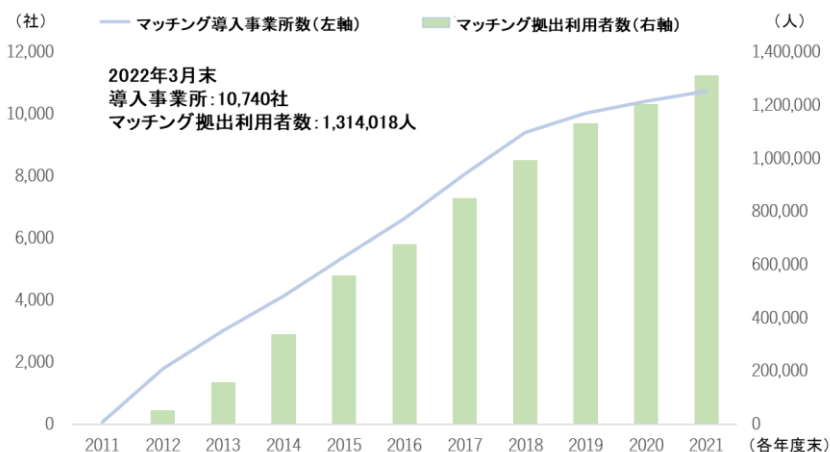


※ 拠出限度額：他の企業年金（確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度）がある場合は27,500円/月

（2）マッチング拠出の導入事業所数と利用者数

マッチング拠出が可能になった 2012 年 1 月以降、マッチング拠出の導入事業所数や利用者数は年々増加しています＜図表 4＞。政府の「資産所得倍増プラン」等の動きもあり、加入者の老後資産形成を後押しするマッチング拠出は、NISA や iDeCo とともに今後も拡大が期待されます。

＜図表 4＞マッチング拠出の導入事業所数と利用者数について



（出所）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022 年 3 月末)」を基に当社作成

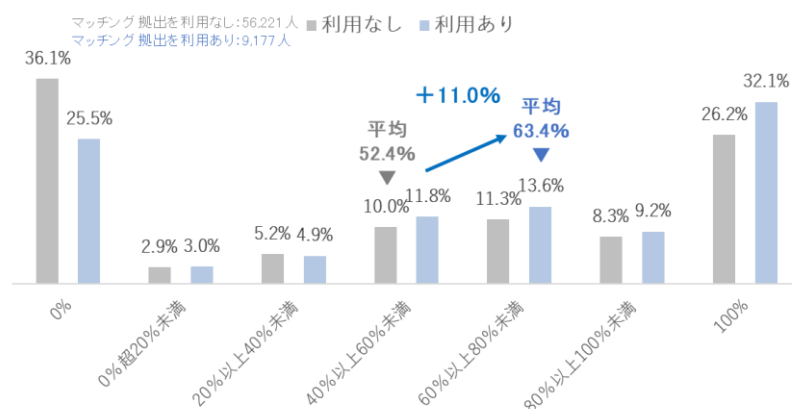
（3）マッチング拠出利用有無と加入者の資産配分

それでは、マッチング拠出の利用有無別に加入者の資産配分や運用利回りにどのような違いがあるか見ていきましょう。ここでは、2023 年 3 月時点において、りそな銀行が運営管理業務を受託している企業型 DC プランのうち、①2012 年 1 月（マッチング拠出施行月）以降に施行された、②マッチング拠出導入済みプランの加入者データ（65,398 人）をもとに、まずはマッチング拠出の利用有無により投資信託での運用割合にどのような違いがあるか見ていきます。

＜図表 5＞は、加入者の投資信託での運用割合の分布をマッチング拠出利用有無別に集計したものです。マッチング拠出を利用している加入者は、マッチング拠出を利用していない加入者よりグラフの右側に多

く分布しており、全体的に投資信託での運用割合が高いことがわかります。マッチング拠出している加入者は投資信託での運用割合 100%が最も多い（32.1%）のに対し、マッチング拠出していない加入者は投資信託での運用割合 0%（元本確保型のみで運用）が最も多く（36.1%）、投資信託での運用割合の平均値は、マッチング拠出している加入者が 63.4%であるのに対し、マッチング拠出していない加入者は 52.4%となっており、マッチング拠出している加入者ほど積極的に分散投資している傾向がありました。

＜図表 5＞マッチング拠出の利用有無別の投資信託での運用割合（残高割合）【2023 年 3 月末】

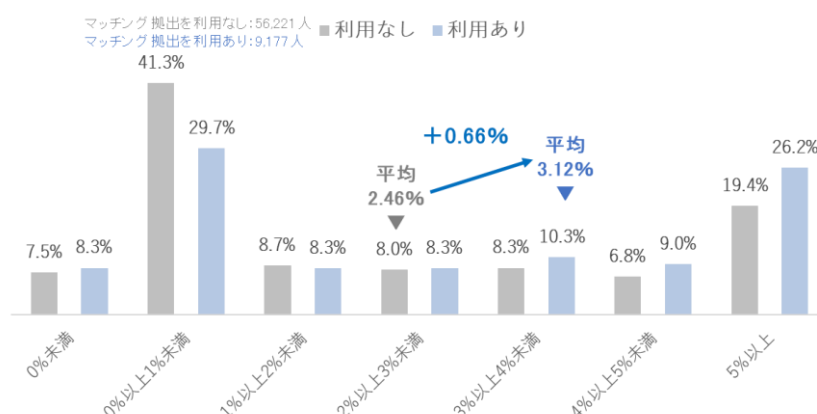


(4) マッチング拠出利用有無と加入者の運用利回り

マッチング拠出の利用有無により加入者の資産配分には顕著な違いがあり、その結果、運用利回りにも大きな違いが生じています。＜図表 6＞は、加入者の運用利回り（初回入金来）の分布をマッチング拠出利用有無別に集計したものです。マッチング拠出を利用している加入者は、グラフの右側に行くほど、マッチング拠出を利用している加入者の方が多くなっており、全体的に運用利回りが高いことがわかります。運用利回りの平均値も、マッチング拠出を利用している加入者は 3.12%で、マッチング拠出をしていない加入者の 2.46%を 0.66%上回っています。＜図表 5＞で見た通り、マッチング拠出を利用している加入者はマッチング拠出を利用していない加入者より積極的に分散投資をしている傾向があり、これが功を奏しているといえます。

税制や資産運用に関するリテラシーの高い加入者がマッチング拠出を利用し、資産運用にも積極的、とも考えられますが、事業主掛金だけではなく自ら掛金を上乗せ拠出することで、DC を自分事として捉えられるようになり、より能動的に DC 制度を活用するきっかけになっている可能性も伺われます。

＜図表 6＞マッチング拠出の利用有無別の運用利回り（初回入金来）【2023 年 3 月末】



3. 指定運用方法の設定商品による加入者の資産配分について

(1) 指定運用方法とは

企業型 DC においては、個人が自己の責任において運用の指図を行うこととされていますが、運用指図（運用商品の選択）をしない加入者が概ね 15%前後存在していました（第 5 回社会保障審議会企業年金部会 確

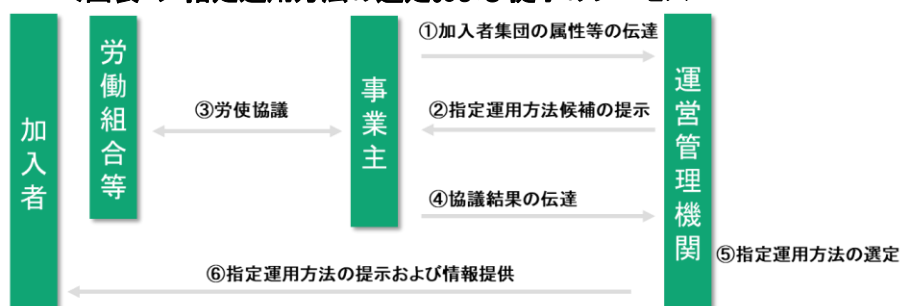
定拠出年金の運用に関する専門委員会〔2017年4月18日〕資料1・P.34.）。

指定運用方法はそうした加入者を支援するため、加入者が運用指図をしないまま、規約に定める期間が経過した場合、「あらかじめ指定された運用商品」で自動的に運用できる仕組みであり、2018年5月に施行された法改正により導入されました。法改正以前にも、運用指図がない場合は自動的にあらかじめ決められた商品に入金する扱いが年金局長通知により定められていましたが、大半は元本確保型商品が設定され、「運用指図がない場合の受け皿」として、消極的な位置づけであったことは否めません。

改正後はDC法上に明文化されたこと、また指定運用方法設定のプロセスや指定運用方法の対象となる商品の考え方等が明確化され、各プランにおける資産運用のあり方を示すものとして、より積極的な地位が与えられた点に大きな意義があります。指定運用方法の選定にあたっては、事業主が運営管理機関や労働組合等と加入者の属性、制度の位置づけ等を踏まえて協議を行い、その結果を踏まえて運営管理機関が指定運用方法を選定、加入者に提示・情報提供するプロセスを経ることとなっています（図表7）。

なお、指定運用方法の設定は義務ではありませんが、設定を行わなかった場合、運用指図をしなかった加入者の資産は「未指図資産」として現金相当の資産で管理され、利息等も付かずDCの運用益の非課税メリットも享受できないなど、大きなデメリットがあります。

＜図表7＞指定運用方法の選定および提示のプロセス



（2）指定運用方法として想定される商品

厚生労働省年金局長通知で示されている指定運用方法の基本的な考え方は＜図表8＞の通りです。

＜図表8＞指定運用方法の基本的な考え方

項目	内容
基本的な考え方	- 指定運用方法で運用を継続する加入者が一定数存在することが想定されることから、加入者が自ら運用の方法を選択して運用する場合と同様に、高齢期の所得確保に資する運用を目指すものであること。 - 以下の基準や着眼点に基づき、リスク・リターン特性の異なる金融商品、具体的には元本確保型の運用の方法から分散投資に資する運用の方法までの様々な選択肢の中から設定すること。
選定基準	- 長期的な観点から、経済事情の変動による損失の可能性について、実施事業所に使用される企業型年金加入者の集団の属性等に照らして、許容される範囲内であること。 - 運用から見込まれる収益について、当該集団に必要なとされる水準が確保されると見込まれること。 - 損失の可能性が、運用から見込まれる収益に照らして合理的と認められる範囲内のものであること。 - 運用の方法に係る手数料等の費用の額の合計額が、運用から見込まれる収益に照らし、過大でないこと。
着眼点	【主に加入者集団に係るもの】 加入者の集団の属性（年齢別構成、退職までの平均勤続年数等）、金融商品への理解度、加入者ニーズ、想定利回りや掛金額等退職給付における位置づけ 等 【主に商品に係るもの（リスク・リターン特性、手数料）】 期待収益率、価格の変動の大きさ、累積投資額を上回る可能（確実）性、インフレリスクに対応した実質価値（購買力）の維持可能性、分散投資効果、等 運用報酬以外に発生する指定運用方法から他の運用商品への乗り換えの際の手数料の水準

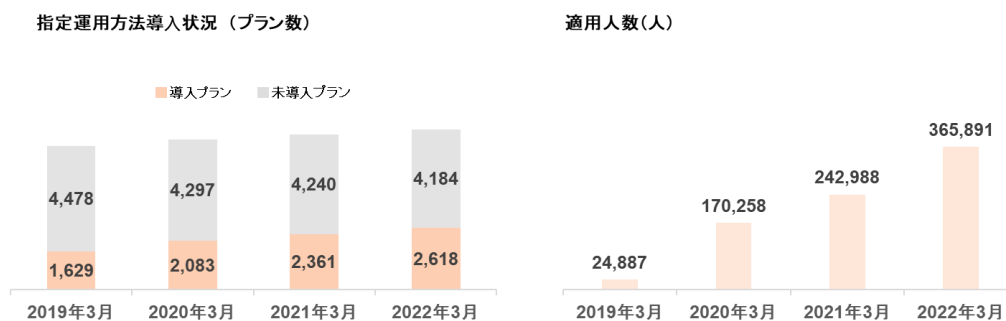
指定運用方法の設定において、「高齢期の所得確保に資する運用を目指すものであること」が基本的な考え方となっており、運用から見込まれる収益が必要とされる水準が確保されているか、手数料が運用から見込まれる収益に照らし、過大ではないか等の基準も定められています。

続いて、指定運用方法の導入状況や指定運用方法で設定されている商品カテゴリーを見てみましょう。

(3) 指定運用方法の導入状況

指定運用方法の導入状況は、2022年3月においてプラン全体の約38.5%であり、指定運用方法の適用を受ける加入者数も年々増加傾向にあります（図表9）。

＜図表9＞指定運用方法の導入状況（プラン数）と適用人数



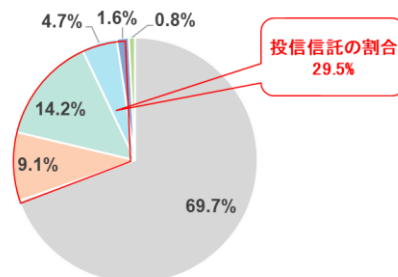
※「指定運用方法」は改正確定拠出年金法（2018年5月1日施行分）に定められたものであり、2018.3末以前は存在しない

（出所）運営管理機関連絡協議会「確定拠出年金統計資料(2022年3月末)」を基に当社作成

(4) 指定運用方法に設定されている商品カテゴリー

指定運用方法に設定されている商品カテゴリーを見ると、元本確保型商品の割合が69.7%と高い一方、投資信託での設定割合は29.5%となっています（図表10）。設定されている投資信託では、退職するタイミングなど特定の目標年度に向けて資産配分を自動変更する「ターゲットイヤー型」や、各資産クラスの配分比率が固定されている「スタティック型」など、資産分散型商品（バランスファンド）が大半となっています。老後の所得確保という観点で考えると、労使協議の際に元本確保型商品だけではなく、投資信託も含めて検討することが望ましいと考えられます。

＜図表10＞指定運用方法に設定されている商品カテゴリー



※1調査対象については、企業型DCの代表事業主2,000件とされている。※2「無回答」とは、バランス型投資の類型について無回答であった割合

■元本確保型商品 ■スタティック型 ■ターゲットイヤー型 ■リスクコントロール型 ■無回答 ■その他

（出所）企業年金連合会「2021(令和3)年度決算 確定拠出年金実態調査結果」を基に当社作成

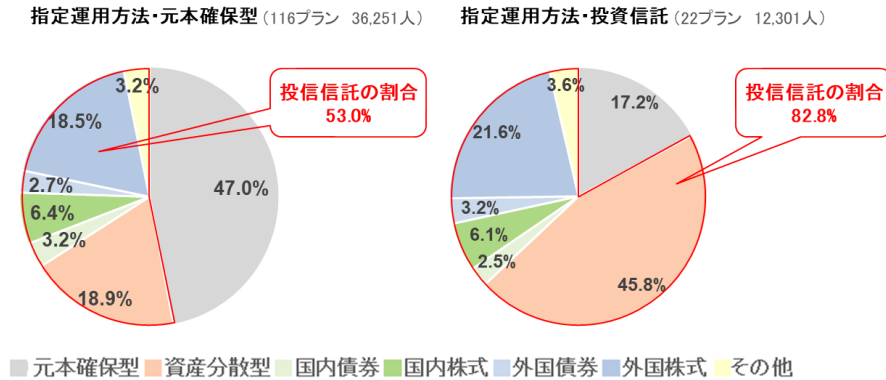
(5) 指定運用方法に設定した商品による加入者の資産配分の違い

それでは、指定運用方法に設定した商品により、加入者の資産配分にどのような違いが生じるかを見ていきましょう。ここでは2023年3月時点において、りそな銀行が運営管理業務を受託している企業型DCプランのうち、①2018年5月（指定運用方法に係る法改正施行月）以降に施行された、②指定運用方法設定済みプランの加入者データ（48,552人）を使用しています。

＜図表11＞は、指定運用方法を元本確保型商品（主に定期預金）に設定したプラン（左図）と投資信託（主にバランスファンド）に設定したプラン（右図）における加入者の資産配分を表しています。

指定運用方法が元本確保型商品のプランでは、投資信託の割合が53.0%である一方、指定運用方法が投資信託のプランでは投資信託の割合が82.8%と高く、指定運用方法の商品の違いにより投資信託の割合におよそ3割もの違いが生じています。自ら運用指図をしない加入者の割合が概ね15%（上述3.(1)）であったことを考慮すると、指定運用方法に設定した商品は、運用指図をしなかった加入者のみならず、自ら運用指図を行う加入者にも一定の影響が及んだことが伺われます。

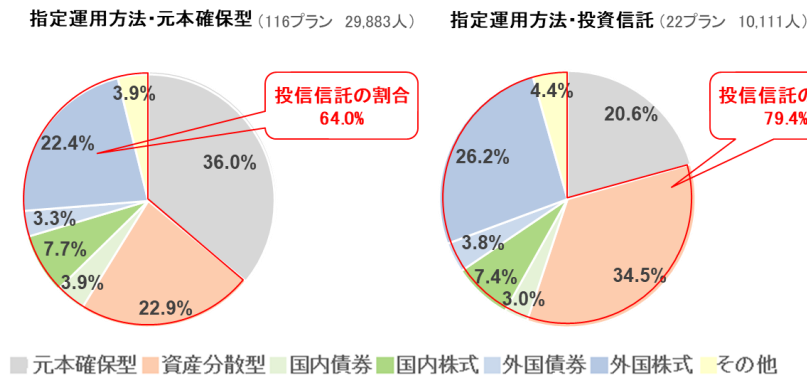
＜図表 11＞指定運用方法の商品別、加入者の資産配分(全体)



そこで＜図表 11＞の母集団から、自ら配分指定した（指定運用方法の適用を受けなかった）加入者のみを切り出したのが＜図表 12＞です。自ら配分指定した加入者においても、指定運用方法を元本確保型商品に設定したプラン（左図）では投資信託の割合が 64.0%である一方、指定運用方法が投資信託のプラン（右図）では投資信託の割合が 79.4%となっており、特に資産分散型の割合が高い（34.5%）ことから、投資信託を指定運用方法に設定することで、自ら運用指図を行う加入者にも分散投資を促すメッセージとなっていると考えられます。

指定運用方法の設定には労使協議（前述 3.(1)）を経ることや、運営管理機関が加入者に指定運用方法の利益の見込み額や損失の可能性、選定した理由などの情報を提供する必要があります（DC 法第 24 条の 2）。これらのプロセスを経ることで、指定運用方法は「運用指図をしなかった場合の受け皿」ではなく、「プランの運用モデル」として機能するといえます。

＜図表 12＞指定運用方法の商品別、加入者の資産配分(自ら運用指図をしている加入者)



4. おわりに

今回はマッチング拠出の利用有無と指定運用方法に設定した商品の違いにより、加入者の資産配分にどのような違いがあるかをご紹介します。企業型 DC では加入者等の運用指図に資するため、事業主に継続的な投資教育の努力義務が課せられていますが（DC 法第 22 条）、投資教育に限らず、マッチング拠出や指定運用方法等の機能を付加することで、加入者の制度活用状況をより前向きに変化させ得ることが示唆されています。

マッチング拠出未実施企業ではマッチング拠出の導入、マッチング拠出実施企業においてはその有効活用を促すこと、また、指定運用方法未導入または指定運用方法を元本確保型商品としている企業では、指定運用方法を投資信託に設定することを検討してみてもいいかもしれません。

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 古沢 佳樹）

今さら聞けない！確定拠出年金における期間の定義

今回のコラムのテーマは、確定拠出年金において使用される期間の定義についてです。某事業会社の人事部で企業年金をはじめて担当している入社2年目「Aさん」と、その上司「B課長」との会話により確認してみましょう。

Aさん：わが社の確定拠出年金制度でマッチング拠出を申込んだのですが、本制度は入社後2年までは事業主掛金額1,000円でマッチング拠出も1,000円が上限なので、なかなか資産が増えません。この際マッチング拠出を辞めて、iDeCoに加入しようかと検討しています。ちょうど〇〇銀行では新規加入で「アマギフ」1,000円分プレゼントキャンペーンをやるらしいので。

B課長：えっ？「アマギフ」って何のこと？

Aさん：あれ？？Amazonギフトカードのことですよ。そう略するのが普通だと思っていました。

B課長：人によって何が普通かは違うからね。部外の方とお話する際には常に念頭において欲しいね、特に年金の世界では専門用語が多いので注意が必要だね。ちなみにiDeCoは個人型確定拠出年金の英語表記（individual-type Defined Contribution pension plan）から厚生労働省が愛称として制定したんだ。今でこそ当たり前になったけど企業型確定拠出年金の加入者は2022年9月までは企業型確定拠出年金の規約に定めがないとiDeCoに加入することができなかったんだ。わが社の従業員からもiDeCoへの加入に関する問い合わせが結構あったんだよ。

Aさん：分かりました。専門用語や略語を使った説明には気を付けないといけませんね。自分はこの部署に来た時に、DB（Defined Benefit Plan：確定給付年金）やDC（Defined Contribution Plan：確定拠出年金）という言葉が普通に使われていて何のことか分かりませんでしたしね。ところで、先ほど今月中途入社されたCさんより個人別管理資産移換依頼書の提出を受けました。前職でiDeCoに加入していたそうで、前々職では企業型確定拠出年金だったそうです。

B課長：Cさんに確認すべきポイントがいくつかあると思うけど、気が付いたかな？

Aさん：はい。まずiDeCoの加入者であったならば移換にあたって資格喪失の手続きは行ったかどうか、そのままiDeCoを続けることもできるけど移換する取扱いでよいか、そしてこれはわが社の固有の事情ですが、入社から当初2年は事業主掛金が1,000円だけでも（iDeCoの方が掛金を多く掛けられるが）それでもよいかは確認しています。

B課長：はい、よくできました。では、CさんにiDeCoにおいて掛金を掛けない期間があった場合、通算加入者等期間と通算拠出期間が異なるのは分かるかな？

Aさん：通算加入者等期間は老齢給付金の受取時期の判定の際に使用するものですね。確か60歳で老齢給付金を受け取るには、通算加入者等期間が10年以上必要だったと思います。通算拠出期間もよく似た期間ですが、どう違うのかよく分かりません。



※60歳までの通算加入者等期間がない方は、加入日から5年を経過した日から受取りが可能となります。

B 課 長：通算拠出期間は、企業型確定拠出年金加入者期間と iDeCo の加入者期間を合算した期間をいい、企業型確定拠出年金の加入者期間は掛金の拠出は問われないけど、iDeCo については掛金を拠出した期間に限られるんだ。確定拠出年金の脱退一時金の受給要件のひとつにも「通算拠出期間が 5 年以下であること」が規定されているんだ。2021 年 4 月に、この期間が「3 年以下」から「5 年以下」へ変更されており、今回の要件緩和のおかげで特に企業型確定拠出年金を利用している外国籍の方が退職して本国に帰国する際に脱退一時金を受給しやすくなったんだよ。

A さ ん：よくわかりました。勉強になります。

B 課 長：また、確定拠出年金の老齢給付金（一時金）を受け取る際に受ける退職所得控除額の算出に用いる勤続年数は、掛金の払込期間になるんだ。掛金の払込期間が違くと受取時の税金にも影響するので注意が必要だね。休職等がある場合は、単純に勤続年数とは異なる場合があるということだね。

【確定拠出年金における期間について】

種類	通算加入者等期間	通算拠出期間	掛金の払込期間（勤続年数）
用途	老齢給付金受給要件	脱退一時金受給要件	退職所得控除額算出
計算方法 (重複期間がある場合、いずれかの期間のみ通算)	企業型の加入者期間 + 企業型の運用指図者期間 + iDeCo の加入者期間 + iDeCo の運用指図者期間 + 他の企業年金からの制度移行がある場合、当該資産の移換対象となった期間 ただし、60 歳到達日の前日が属する月以前の期間に限る。	企業型の加入者期間 + iDeCo の加入者期間 ※ + 他の退職給付制度の資産が移換された場合、当該資産の移換対象となった期間	企業型の加入者期間 ※ + iDeCo の加入者期間 ※ + 他の退職手当等の資産が移換された場合、当該資産額の算定の基礎となった期間

※ 掛金未納となった期間は除外

A さ ん：なるほど、いろいろなホームページなどを見ても退職所得控除額の算出に用いるのは勤続年数としか書かれていないので注意しないといけないですね。

B 課 長：あと、受給判定に用いる通算加入者等期間は 60 歳までの期間となるけれど、確定拠出年金の退職所得控除額算出に用いる勤続年数は 60 歳を超えても掛金を拠出している期間は通算されることにも注意だね。わが社を含めてこれから定年が 60 歳から延長する企業も増えるだろうし、今でも 60 歳以降も働き、60 歳で企業型確定拠出年金の資格喪失後も、iDeCo で確定拠出年金の掛金を続ける人も増えてきているからね。

A さ ん：はい、わかりました。

(信託年金営業部 インサイドビジネス室 黨 竜太)

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク (こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>) の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2023(令和 5)年 9 月号 No.665

編集・発行: 株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所
〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1
TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp



りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCo のお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>
りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>